九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

ドイツ新連結会計規準形成の論理 : 正規の連結の諸原則(GoK)の規準形成に対する役割

木下, 勝一
新潟大学経済学部 : 教授

https://doi.org/10.15017/4493016

出版情報：經濟學研究. 57 (3/4), pp.31-48, 1992-08-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

ドイツ新連結会計規準形成の論理

── 正規の連結の諸原則（GoK）の規準形成に対する役割 ──

木　下　勝　一

は じ め に

ドイツの会計規準は，「商法典第三篇」(Drittes Buch des Handelsgesetzbuchs) という成文法体系のもとに形成され，一般には，貸借対照法 (Bilanzrecht) と呼称される。現代の会計規準の体系は，1985年12月19日に成立した貸借対照表指令法 (Bilanzrichtlinien-Gesetz) のもとで商法決算 (handelsrechtliche Jahresabschluß und Konzernabschluß) の文書実務を社会的に合意づける装置として，「国家の法規範」[1] (Rechtsnormen eines Staates) の秩序のなかで機能している。同時に，このような「立法国家において」[2] (im Gesetzgebungsstaat)，不確定な法概念 (unbestimmter Rechtsbegriff) を充塡したり，「法律の欠缺を推論」[3] して，法の発展，実質的な法の形成が実務，判決ならびに専門科学の協同のもとで図られる[4]。会計規準の形成においても，同様に，「商法典第三篇」に不確定な法概念がおかれ，法律の欠缺が生じるとき，これを充塡することによって，会計規準における法の創造 (Rechtschöpfung) がなされる。この場合に，「商法典第三篇」におかれた不確定な法概念の枢軸が「正規の簿記の諸原則」(Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung) という概念に他ならない。そして「正規の簿記の諸原則」という不確定な法概念を解釈することを通じて，会計規準の具体的内容が明確化されるところにこの国の規準形成の個性がある。この場合に，「正規の簿記の諸原則」という概念を充塡する実質的な決定因子 (Bestimmungsfaktor) が経営経済学の学説である。いわば，経営経済学の学説の正規の簿記の諸原則化を通じて，「学説法」として，会計規準形成が「商法典第三篇」に具体化される。

新連結会計規準もまた，この意味で，「商法典第三篇」に法典化された新しいコンツェルン貸借対照表法 (Konzernbilanzrecht) として発現している。1965年株式法で成立したコンツェルン貸借対照表法は，ヨーロッパ共同体理事会の第７次指令の変換を契機にして，コンツェルン貸借対照表法に内在する不確定法概念としての「連結」(Konsolidierung) に対する「正規の簿記の諸原則」を充塡するかたちで，新連結会計規準形成へ法の前進を遂げた。そして，コンツェルン貸借対照表法に内在する連結に対する正規の簿記の諸原則という不確定法概念に価値充塡をしたのが経営経済学の学説であった。経営経済学の学説は，連結に対する正規の簿記の諸原則を「正規の連結の諸原則」(Grundsätze

(1) Manfred Rebbinder, Einführung in die Rechtswissenschaft, 7. Auflage, Berlin-New York 1991, S. 85.
(2)(3)(4) Ebenda, S. 218.

ordnungsmäßiger Konsolidierung）と捉え，これを価値充塡する論理を展開した。本稿は，この新コンツェルン貸借対照表法形成を支える「正規の連結の諸原則（GoK）が学説による充塡を経て，「商法典第三篇」にどのように具体化されているかを考察するものである。

正規の連結の諸原則の設定

新コンツェルン貸借対照表法によって連結会計規準が改定されたが，この新連結会計規準において，コンツェルンは統一体と見做され，コンツェルンの経済的活動の成果がコンツェルン決算書によって示されなければならないとする考え方が採られた[1]。すなわち，商法典第297条2項によれば，コンツェルン編入企業が恰も一つの企業であるかのようにして（第297条3項1文），コンツェルン決算書が正規の簿記の諸原則を遵守して，コンツェルンの財産，財務および収益の状態の実質的諸関係に適合した写像を伝達するものでなければならないとされた。ドイツでは，一般に，この条項がコンツェルン決算書の情報提供機能を表するものであると解され[2]，法的に独立したコンツェルン企業の個別決算書を連結（Konsolidierung）することで，コンツェルン内部の関係を消去してコンツェルンの財産，財務および収益の状態をコンツェルン決算書に反映させることができるものと立論される[3]。この立論は，たしかに，コンツェルン決算書の文書表明を情報提供と捉えるものであるが，寧ろ，ここで留意しなければならない点は，そのような情報提供の機能が新連結会計規準の体系を基礎づける論理として果たしている役割に存している。コンツェルン決算書が経済的統一体としてのコンツェルンの経済的諸関係の写像を伝達するという論理が前提となって，そのようなコンツェルン決算書を作成するために行われる「連結」が正当化されることになる。しかも，ドイツでは，コンツェルン決算書が「正規の簿記の諸原則（GoB）を遵守して」いなければならないとされる。つまり，「連結」に関する正規の簿記の諸原則を遵守して作成されたコンツェルン決算書が情報提供機能から正当化されるというのが商法典第297条2項が示す立論の趣旨なのである。

コンツェルン決算書の作成については，1965年株式法がはじめて義務づけ，1985年貸借対照表指令法で，「商法典第三篇」に新たな規準を設定したが，しかし，立法家をして，多くの点で，法の解釈の可能性と補充の余地を残し，とくに，「正規の簿記の諸原則を遵守して」という不確定な法概念に関して，この法の欠缺を補充すべく，正規の連結の諸原則（GoK）に対する価値充塡が図られ，正規の連結の諸原則（GoK）が言明能力あるコンツェルン決算書の作成のための指針と見做されるに至った[4]。このように，正規の連結の諸原則（GoK）による連結規準の設定が「コンツェルン決算書の情報提供機能→連結による言明能力を有するコンツェルン決算書作成」という立論を支えるべく働いた。

（1） Klaus von Wysocki/Michael Wolhgemuth, Konzernrechnungslegung, 2. Auflage, Düsseldorf 1986, S. 21. Wolfgang Lück, Rechnungslegung nach Handels-und Steuerrecht, 4. Auflage, Bonn 1990, S. 665.
（2） Wolgang Lück, a. a. O. S. 664.
（3） Klaus von Wysocki/Michael Wohlgemuth, a. a. O. S. 21.
（4） Klaus Trützschler, Konsolidierungsgrundsätze, in: Karlheinz Küting/Claus-Peter Weber, Handbuch der Konnzernrechnungslegung, Stuttgart 1989, S. 430.

この場合に，正規の連結の諸原則（GoK）は，正規の簿記の諸原則（GoB）の構成部分を成す不確定な概念と見做され，

—法律の欠缺の充塡
—明示的でない法律上の連結の諸規定の解釈
—連結の選択権を行使するにあたっての決定の補助
—法律上の連結の諸規定の判断
—連結実務の判断

という任務と機能を与えられる[5]。このうち，「法律の欠缺」，「明示的でない法律上の連結の諸規定の解釈」，「連結の選択権を行使するにあたっての決定の補助」がコンツェルン決算書の情報提供機能から直接に誘導されるとし[6]，たとえば，法律上に明示されていない，外貨換算会計のような連結方法や重要性概念のように多様に解釈可能な概念の選択適用の場合に，正規の連結の諸原則（GoK）が「補充と解釈の機能」[7]をはたす。その一方で，正規の連結の諸原則（GoK）は，「補充と解釈の機能」とともに，法律上の諸規定や連結の実務を判断するという任務をも有し，その判断の尺度がコンツェルン決算書の目的であるとされる[8]。そしてこの外に，正規の連結の諸原則（GoK）の任務と機能として，連結の実務の判断があるとされる。これは，法律上のコンツェルン会計規定が貸借対照表作成者に著しい余地を認めているという認識から，そのような大きな余地が同時にコンツェルン決算書の目的より設定された限度を超えてしまう危険をもつ結果，正規の連結の諸原則（GoK）の任務として，「連結実務の積極的な影響」[9]が挙げられる。

以上は，正規の連結の諸原則（GoK）の任務と機能についての立論であるが，これを一覧させて示したのが，第1図である。正規の連結の諸原則（GoK）は，第1図に見られるように，「補充と解釈の機能」と「判断と前進の機能」という任務をコンツェルン決算書の情報提供という目的適合性から形成され，正規の簿記の諸原則（GoB）のなかに秩序づけられ，正規の簿記の諸原則（GoB）の構成部分として位置づけられている。すなわち，正規の簿記の諸原則（GoB）は，支配的見解によれば，第2図のように，

—狭義の帳簿記録に関する正規の簿記の諸原則（Grundsätze ordnungsmäßiger Geschäftsbuchhaltung）
—棚卸に関する正規の簿記の諸原則（Grundsätze ordnungsmäßiger Inventur）
—正規の貸借対照表作成の諸原則（Grundsätze ordnungsmäßiger Bilanzierung）
—コンツェルン決算書作成の場合の正規の貸借対照表作成の諸原則（Grundsätze ordnungsmäßiger Bilanzierung bei Aufstellung eines Konzernabschlusses）
—正規の連結の諸原則（Grundsätze ordnungsmäßiger Konsolidierung）

から成るとされる[10]。商法典（第243条と第297条）によって，正規の簿記の諸原則（GoB）は，個別決算書とコンツェルン決算書の作成に際して遵守されなければならないものとされている[11]。確かに，正規の連結の諸原則（GoK）

（5） Karlheinz Küting, Konsolidierungspraxis, Grundsätze ordnungsmäßiger Konsolidierung und die Konsolidierungspraxis deutscher Konzerne, 2. Auflage, Berlin 1981, S. 22 ff.
（6） Klaus Trützschler, a. a O. S. 430-431.
（7）（8） Ebenda, S. 431.
（9） Ebenda, S. 431, Karlheinz Küting, a. a. o., S. 25.
(10) (11) (12) Klaus Trützschler, a. a. O., S. 432.

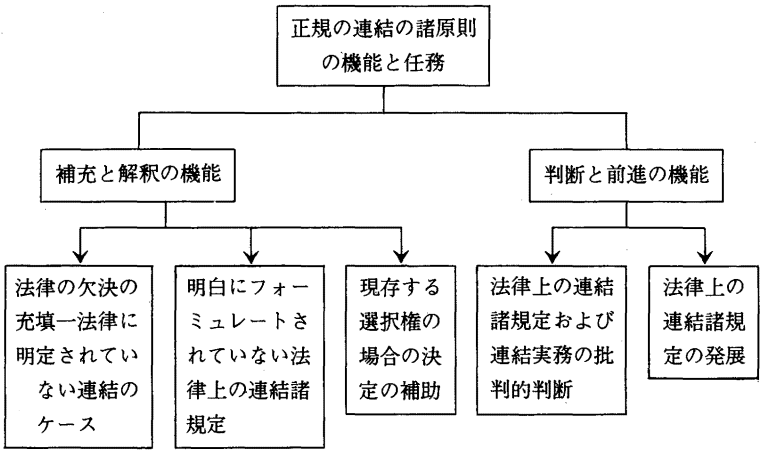

第1図　正規の連結の諸原則の機能
（出典）Klaus Trützschler, Konsolidierungsgrundsätze, in : Küting/Weber, Handbuch der Konzernrechnungslegung, Stuttgart 1989, S, 432

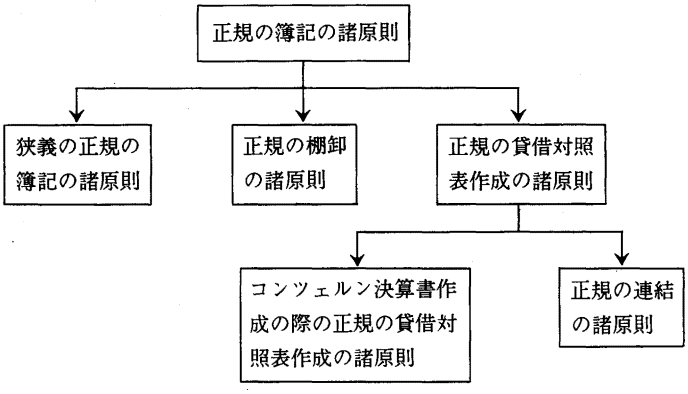

第2図　正規の簿記の諸原則(GoB)の構成部分としての正規の連結の諸原則（GoK）
（出典）Klaus Trützschler, a, a, O., S. 433.

が正規の簿記の諸原則（GoB）の構成部分を成すか，あるいは正規の連結の諸原則（GoK）が第297条の一般規範から誘導され得るかについては，賛否の議論があるが[12]，1985年6月3日の政府草案理由書[13]の趣旨によれば，正規の連結の諸原則（GoK）が正規の簿記の諸原則（GoB）の体系のなかに位置づけられ，第2図のように示される。第2図から，正規の連結の諸原則（GoK）が正規の簿記の諸原則（GoB）のなかに秩序づけられ，正規の貸借対照表作成の諸原則（Grundsätze ordnungsmäßigerBilanzierung）の下位に置かれていることがわかる。

(13) Regierungsentwurf eines Gesetzes zur Durchführung der Sieben und Achten Richtlinie-BT-Drucksache 10/3440, S. 34.

正規の連結の諸原則の体系

(1) 正規の連結の諸原則（GoK）の内容の充塡

正規の連結の諸原則（GoK）の学説 以上，正規の簿記の諸原則（GoB）の構成部分として，正規の連結の諸原則（GoK）の秩序づけられるが，同時に，正規の連結の諸原則（GoK）それ自体が不確定な概念であるところから，その内容の充塡が必要とされ，ここに，正規の連結の諸原則（GoK）の形成が図られた。この場合に，正規の連結の諸原則（GoK）の形成プロセスは，大きくいって，二つの段階を経ている。すなわち，先ず，それは，経営経済学が正規の連結の諸原則（GoK）を提示し，その後に，これらの正規の連結の諸原則（GoK）の学説が規範化されるという形成プロセスが見られたことである。したがって，正規の連結の諸原則（GoK）の形成プロセスにおいて，学説の展開が決定的な役割を果した。以下，具体的に，正規の連結の諸原則（GoK）の学説がどのように提起されたかについて，その代表的な論者を取り上げて見たい。

キュティングの正規の連結の諸原則[1] キュティング（Karlheinz Küting）の正規の連結の諸原則（GoK）の立論は，正規の連結の諸原則（GoK）を正規の簿記の諸原則（GoB）として捉える点に特徴がある。かれは，旧商法典第38条1項，旧株式法第149条1項1文，旧有限責任会社法第41条1項，所得税法第5条1項を挙げて，支配的見解では，正規の簿記の諸原則（GoB）という概念が狭義の正規の簿記の諸原則（Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung），正規の貸借対照表作成の諸原則（Grundsätze ordnungsmäßiger Bilanzierung），正規の棚卸の諸原則（Grundsätze ordnungsmäßiger Inventur）からなるとした上で，正規の貸借対照表作成の諸原則（GoBilanzierung）が年次決算書に関する正規の簿記の諸原則と見做し，この場合に，正規の簿記の諸原則（GoB）は，法律上の目的に合致した貸借対照表作成をもとめるために遵守され，適用されなければならないルールであると考える[2]。キュティングは，このように述べて，コンツェルンの会計もまた旧株式法第329条以下によって，正規の簿記の諸原則（GoB）に依らねばならないと立法家が考えていたとし，一つには，旧株式法第336条3項1文によって，連結の範囲に編入されるコンツェルン企業の個別決算書が正規の簿記の諸原則（GoB）によって作成されねばならないとともに，さらに，旧株式法第331条4項および第332条3項により，法律上の目的に合致したコンツェルン決算書作成のために，正規の連結の諸原則（GoK）によった連結のルールが必要とされたと考える[3]。その意味で，コンツェルン会計の正規の簿記の諸原則（GoB der Rechnungslegung im Konzern）は，連結編入の個別会社の正規の簿記の諸原則（GoB der Rechnungslegung eine Einzelgesellschaft）と正規の連結の諸原則（GoK）から構成されると見ている[4]。すなわち，

（1） この著書の初版（1974年）は，現代のドイツ連結会計論を正規の連結の諸原則（Gok）の観点から1965年株式法下のコンツェルンの連結方法を取り上げたものであるが，2版（1981年）においては，第7次EC指令草案（1978年）を考慮した改訂が加えられ，1985年の新コンツェルン貸借対照表法形成に影響を及ぼした。

（2）（3） Karlheinz Küting, Konsolidierungspraxis —Grundsätze ordnungsmäßiger Konsolidierung und die konsolidierungspraxis deutscher Konzerne, 2. Auflage, Berlin 1981, S. 17.

「正規の簿記の諸原則（GoB）と同様に，正規の連結の諸原則（GoK）に枠組としての機能（Rahmenfunktion）を認める必要がある。というのは，正規の連結の諸原則（GoK）は，発生したすべての連結問題の解決のために，一般規範として参照されねばならないし，コンツェルンにおける正規の簿記の諸原則（GoB）の一つの構成部分を成しているからである[5]」。

キュティングは，コンツェルンの会計の正規の簿記の諸原則（GoB）のシステムのなかで，正規の連結の諸原則（GoK）がその構成部分であると捉える。しかし，そのような正規の連結の諸原則（GoK）が必要とされるのは，コンツェルンにおける会計の法律上の諸規定がコンツェルン会計の重要な問題において明確な規準を示していないこと，そして選択権が多く認められていることを理由に挙げて，それらの個別の問題に解決を与えるために，正規の連結の諸原則（GoK）が必要であるとする[6]。すなわち，旧株式法のコンツェルン会計規定がそれを補充し，解釈される必要のある枠規定（Rahmenvorschriften）と見られることから，正規の連結の諸原則（GoK）は法律上に規範化された連結規定の補充と解釈（Ergänzung und Auslegung gesetzlich normierter Konsolidierungsvorschriften）を主任務とし，これには，「法律に規範化されていない連結のケースの解決」[7]，「法律に規範化された連結規定の解釈」[8]，「選択権の存在するケースにおける連結問題の解決」[9]という三つの機能があるとしている。そして，この主任務の外に，第二の任務として，正規の連結の諸原則（GoK）が法律に規範化されている連結規定の批判的判断と前進を図るためにあるとし[10]，さらに，第三の任務として，連結実務に積極的影響を与えることが挙げられると述べている[11]。

かれは，このように，正規の連結の諸原則（GoK）の必要と任務に言及した後に，これに続けて，正規の連結の諸原則（GoK）がどのように誘導されるかという論点に考察を進めている。かれは，先ず，正規の連結の諸原則（GoK）の形成にあたっての指針として，

「正規の連結の諸原則（GoK）は，それにもとづいて作成されるコンツェルン決算書が貸借対照表目的から誘導されなければならない。正規の連結の諸原則（GoK）の誘導と適用は，したがって，目的適合的なコンツェルン決算書の作成を保証すべきものである[12]」

と述べる。ここで明らかなように，キュティングは，コンツェルン決算書の目的から正規の連結の諸原則（GoK）が誘導されると立論している。では，かれがいうコンツェルン決算書の目的とは何であろうか。かれは，このコンツェルン決算書の目的について，旧株式法の理由書がコンツェルンの財産および収益の状態を写実するものでなければならないとしたことを挙げて，この目的についは，しかし，法律に詳細な明定がなかったことから，解釈が必要であったとする[13]。キュティングの解釈によれば，

—コンツェルンに拘束された自己資本と他人資本の公示，したがってコンツェルンの資本構成への洞察を与える

—固定資産，流動資産，計算限定項目の分類，

(4)(5) Ebenda, S. 18.
(6) Ebenda, S. 22-23.
(7)(8)(9)(10) Ebenda, S. 24.
(11) Ebenda, S. 25.
(12) Ebenda, S. 27.
(13) Ebenda, S. 29-30.

したがって，コンツェルンの財産構成への洞察を与える

—コンツェルンの収益および費用の状態に関する報告，したがって，コンツェルンの収益源泉と費用構造を公示する

—コンツェルンの流動性と収益性の状態への洞察を与える

—コンツェルンの投資政策への洞察を与える

ことがその目的の内容とされる[14]。

かれは，このようなコンツェルン決算書の目的から，正規の連結の諸原則（GoK）が誘導されると立論するが，この正規の連結の諸原則（GoK）の誘導にあたって，かれが念頭においているのは，帰納的および演繹的な誘導（induktive und deduktive Ableitung）という考察法である。この帰納的な方法と演繹的な方法というのは，正規の簿記の諸原則（GoB）の誘導において展開された考察法であるが，かれは，このうちの演繹的方法に注目して，その内容が目的論的な考察法（teleologische Betrachtungsweise）であるとした上で，しかしながら，そのような目的達成論を以て，それを演繹という概念で呼称することは不適切であると考える[15]。かれ自身は，演繹的誘導という概念を放棄し，それに替えて，目的論的な考察法による正規の連結の諸原則（GoK）の誘導を唱える[16]。すなわち

「コンツェルン決算書の目的にもとづいて，正規の連結の諸原則（GoK）は，コンツェルン決算書が財産および収益の状態への最も可能なかぎり確実な洞察を与えるために遵守されなければならない。より確実な洞察とは，この要求が会計の経済性の原則によって制限を体験するかぎりで，最も可能なかぎりの開示への要求を考慮することをいう[17]。」

キュティングは，以上のように，正規の連結の諸原則（GoK）の目的論的な誘導を支持して，同時にまた，そのような目的論的な誘導がどのような源泉から，いかなる決定因子によって獲得されるかを論究している。それによれば，連結実務，経営経済学，立法，判決，経済監査士および経済団体がコンツェルン決算書の目的に合致するかぎりで，正規の連結の諸原則（GoK）の源泉と考えられるとし[18]，さらに，これに関連して，米国の会計原則審議会（APB）のような審議機関の設定について構想する[19]。

キュティングは，正規の連結の諸原則（GoK）の目的論的誘導という立論から，つぎに，正規の連結の諸原則の体系を具体的に提示するが，それに先立ち，正規の連結の諸原則（GoK）のシステム形成（Systembildung）の基準があるとして，

—システムの矛盾の排除の原則（システムは連結の諸原則と矛盾してはならない）

—システムの完全性の原則（システムはすべての連結の事実が認識され得るために構成される）

—システムの明確性の原則（個々の連結の諸原則の交差が回避される）

—システムの簡易性の原則（システムが容易に理解可能で明白であるように構築される）

を挙げ[20]，このシステム基準にもとづいて，正規

(14) Ebenda, S. 30.
(15) (16) Ebenda, S. 36.
(17) Ebenda, S. 41.
(18) Ebenda, S. 42-50.
(19) Ebenda, S. 51-54.
(20) Ebenda, S. 56.

の連結の諸原則（GoK）の体系がコンツェルン統一体説のもとで，5つの上位原則として誘導されると述べる[21]。すなわち，その上位原則とは，

「完全性の原則」―連結範囲にはすべてのコンツェルン企業が編入されねばならない，

「比較可能性の原則」―すべての統一体としてのコンツェルンは，同一の原則によって会計報告を行われなければならない。さらに，コンツェルン決算は時の経過につれて比較可能でなければならない，

「基準性の原則」―コンツェルン決算書にとっては，コンツェルン企業の個別の決算書価値の合算の成果がすべてのコンツェルンに包摂された独自のコンツェルン会計にもとづいている成果と一致しているときにのみ基準となる，

「修正の原則」―コンツェルン企業の個別の決算書価値の合算の修正はコンツェルン内部関係の影響が連結の場合に排除されるという方法で行われる，

「解釈の原則」―コンツェルン営業報告書における説明はこの報告がコンツェルン貸借対照表および損益計算書のデータとの関連でコンツェルンの財産および収益の状態への最も可能なかぎり確実な洞察を与えるために行われなければならない，

という体系で，第3図は，この上位の原則の体系を図解したものである。

この正規の連結の諸原則（GoK）の体系からわかるように，キュティングにあっては，情報計算のコストとそれにより伝達する情報の便益とのあいだにおいて適度な関係が存しなければならないという経済性の原則に限定されて，統一体説に立ったコンツェルンの会計の目的から，上位の原則が，そして，この上位の原則からさらに法律上の目的に合致したコンツェルン決算

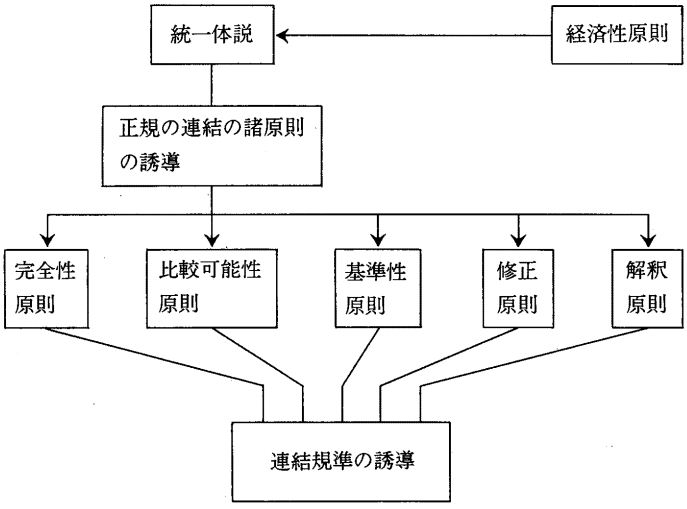

第3図　キュテイングの正規の連結の諸原則（GoK）の体系
（出典）Karlheinz Küting, Konsolidierungspraxis, 2 Aufl., Berlin 1981, S, 57.

(21)　Ebenda, S. 57-58.

書を作成するために遵守し，適用されねばならない連結のルールが誘導されると立論されている。

ブッセフォンコルベ・オーデルハイデの連結の諸原則[1] ブッセフォンコルベ・オーデルハイデ（Walter Busse von Colbe/Dieter Ordelheide）は，コンツェルン決算書の目的を顧慮して，コンツェルン決算書の作成のために連結の諸原則がフォーミュレートされるとし[2]，この連結の諸原則のフォーミュレートにあたって，コンツェルン決算書の目的が経済的統一体としてのコンツェルンの財産および収益の状態への確実な洞察を与えることにあり，コンツェルン決算書がなによりも一つの情報媒体であると捉えている[3]。コンツェルン決算書の目的と構成は，受手の情報欲求にしたがったものでなければならないが，これには，個別決算書とコンツェルン決算書の情報内容に関する三つの仮定があるとされる。そして，これらの仮定に指向される枠組みのなかで，法律の不明瞭で矛盾のある規準を解釈し，法律の欠缺を充塡するための目標設定がフォーミュレートされると述べている[4]。ここで，かれ等が挙げる三つの仮定とは，

—一つのコンツェルン上位会社の統一的指揮のもとにない個々の株式会社の株式法上の年次決算書は，一方で，配当および利益依存的な租税の算定のための重要な基礎を，そして他方で，利害関係者に対して，かれの意思決定に有用な情報を伝達する[5]

—個々のコンツェルン会社の年次決算書は，利害関係者に対して，独立会社の年次決算書より少ない情報を提供するが，支払算定機能に関しても，従属コンツェルン会社の場合には意義が低い[6]

—法的統一体のフィクションによるコンツェルン決算書は，商法上の年次決算書の限度内で特別な程度に，利害関係者に対してかれの意思決定に有用な情報を伝達するのに適している[7]

というものである。そして，この三つの仮定にもとづいて，公表コンツェルン決算書は，上位会社とその他のコンツェルン会社の現存および潜在的な株主や債権者ならびにその他の情報の受手と利害関係者に対して，開示義務のないコンツェルン構成会社の編入にもとづき，年次決算書の言明能力の枠内でコンツェルンの財産，財務および収益の状態の最も可能なかぎり確実な洞察を与えるべきものとされ[8]，法的統一体のフィクションがこれを支えているといわれる[9]。ブッセフォンコルベ・オーデルハイデは，このような仮定から，コンツェルンの財産および収益の状態への確実な洞察をコンツェルン決算書の目的と捉え[10]，この目的観からさらに6つの連結の諸原則を誘導している。その6つの連結の諸原則とは，すなわち，

第1の連結原則として，「コンツェルン決算書の完全性」—コンツェルン決算書においては

（1） この著書の初版（1969年）は，1965年株式法のコンツェルン決算書を扱ったものであるが，4版（1983年）と5版（1984年）に至って第7次EC指令に伴う改訂がなされた。初版では，連結の諸原則として，「コンツェルン決算書の完全性」，「コンツェルン決算書に対する個別決算書の基準性」，「コンツェルンの法的統一体フィクション」，「会計の経済性」の4つの原則が掲記されていた。

（2） Walter Busse von Colbe und Dieter Ordelheide, Konzernabschlüsse, 5. Auflage, Wiesbaden 1984, S. 39.

（3） Ebenda, S. 30.

（4）（5） Ebenda, S. 31.

（6） Ebenda, S. 32.

（7） Ebenda, S. 34.

（8） Ebenda, S. 36-37.

（9） Ebenda, S. 37.

（10） Ebenda, S. 46.

コンツェルン指揮が事実上の，通常は過半数資本参加による指揮力か，あるいは契約上の指揮力にもとづきコンツェルン間における取引の着手や条件の構成によって決算書に影響を与え得るすべての企業を編入しなければならない。これらの企業の決算書項目は，それがコンツェルン内部の関係のために連結してはならないかぎりで，コンツェルン決算書に完全に継承されねばならない[11]。

第2の連結原則として,「コンツェルン決算書に対する個別決算書の基準性」―コンツェルン貸借対照表とコンツェルン損益計算書は，コンツェルン決算書に編入される個々の企業の貸借対照表と損益計算書から展開され，個別決算書の項目は原則としてそのままコンツェルン決算書に継承される。コンツェルン決算書は，コンツェルン内部の関係か，あるいは貸借対照表記載と評価の統一化のために修正されるか，またはコンツェルン決算書は，それが外国のコンツェルン企業の外貨決算書からもたらされるために，ドイツマルクに換算されなければならない[12]。

第3の連結原則として,「コンツェルンの法的統一体のフィクション」―コンツェルンの経済的統一体のフィクションの事実にしたがって，コンツェルン決算書は，法的統一体のフィクションを基礎に展開される。これは，一方で，貸借対照表記載と評価の統一性を要求し，他方で，コンツェルン内部の営業取引が相殺，評価替および分類替により修正されなければならない。コンツェルン会社間の営業取引の記帳にとって個々のコンツェルン企業の全体が法的に統一した企業として考えられる[13]。

第4の連結原則として,「連結の継続性」―連結範囲の限定の場合や連結方法の場合の選択権は，ある時点ですべての編入企業にとって統一的に適用され，そして時の経過のなかで継続される[14]。

第5の連結原則として,「個別決算書とコンツェルン決算書における貸借対照表計上方法の等価性」―これまで設定されてきた諸原則によって解決することができないコンツェルン決算書の作成にあたっての疑義は，最も可能なかぎりで幅広い個別決算書とコンツェルン決算書のあいだの一致が達成されるということが決定される[15]。

第6の連結原則として,「会計の経済性」―情報計算のコストとそれによって伝達される情報の便益とのあいだにおいて適度な関係がなければならない[16]。

以上の6個の連結の諸原則は，コンツェルン決算書の目的から，そして，連結の実務から誘導されるものといわれる[17]。ブッセフォンコルベ・オーデルハイデによれば，連結の諸原則は，法律上の諸規定が欠缺するか，または解釈の必要があるケースで，コンツェルン決算書の目的適合的な形成に対して指針を与え，さらに，連結選択権に対する始点となり，その上，連結実務と法律上の諸規定の批判に対する尺度となり得るとされる[18]。

ヴィゾツキー・ヴォールゲムートの連結会計の諸原則[1]　ヴィゾツキー・ヴォールゲムート

(11)　Ebenda, S. 39.
(12)　Ebenda, S. 39-40.
(13)　Ebenda, S. 40-41.
(14)　Ebenda, S. 43.
(15)　Ebenda, S. 44.
(16)　Ebenda, S. 45.
(17) (18)　Ebenda, S. 46.

(Klaus von Wysocki/Michael Wohlgemuth) は，ドイツ法と第7次EG指令によるコンツェルン会計の諸原則を以下の原則から成るとしている。

「統一体説の適用」—統一体説は，コンツェルンが経済的および法的に一つの統一体を成すかのように，コンツェルンの年次決算書が作成されなければならないという首尾一貫した適用を指す。旧株式法第331条2項にこれをフォーミュレートし，統一体説はコンツェルン企業を全体コンツェルンの非独立的な部分と見做している。これは，少数株主を局外債権者のように扱う持分説(Interessentheorie)とはちがっている。持分説，とくに持分比例連結（Quotenkonsolidierung）は，株式法の観念と矛盾している。連結に対する疑義は統一体説の原則によって解決されなければならない。しかし，株式法の立法家は，統一体説の適用に例外を認め，第7次EG指令も同様に統一体説の適用からの例外として，持分プーリング法や持分比例連結等を採用している[2]。

「個別決算書の基準性」—旧株式法第331条1項1号において，コンツェルン決算書に対する個別決算書の基準性の原則がフォーミュレートされたが，これは，コンツェルン決算書に組み入れられるべき企業の個別決算書と個別損益計算書がその連結の目的のために変更してはならないことを意味している。この個別決算書に表示される積極と消極の財産ならびに費用と収益は，そのままコンツェルン決算書に継承されなければならないというもので，この基準性原則は，貸借対照表計上と評価のすべての問題に適用される。その旧株式法上の基準性原則は，第7次EG指令において採用されず，統一的評価の原則によって代替された[3]。

「コンツェルン決算書における統一的評価」—コンツェルン統一的評価への要求は，直接的に統一体思考から誘導される。コンツェルンが経済的だけでなく，法的にも統一体を成すときに行われる評価がコンツェルン統一的評価と見做される。コンツェルン統一的評価に対して，原則として，個々の法的に独立した企業の枠内で行われる評価よりも高い要求をするものではない。個別決算書において，同一の財産対象物の価値評価額が異なった方法で算定され得るときは，それに対応する形成可能性の余地はコンツェルン決算書に対しても原則として適用される[4]。

「コンツェルン決算書の完全性」—コンツェルン決算書は，すべてのコンツェルン企業がコンツェルン決算書に編入されるときにのみ，その機能をはたすことができる[5]。

「連結の継続性」—コンツェルン決算書の言明能力に対する前提は，個別決算書と同様に，継続性原則の遵守である。これは，個々には連結コンツェルン企業の範囲を恣意的に変更してはならないし，変更した場合は，コンツェルン営業報告書に記載しなければならないこと（旧株式法第334条3項），さらに，適用した連結方法は変更してはならず，変更した場合は，コンツェルン営業報告書に記載しなければならないこ

(1) この著書の2版（1984年）は，第7次EC指令にもとづき改訂されたもので，連結の諸原則もEC指令に歩調を合わせている。3版（1986年）は，貸借対照表指令法を考慮した改訂版であるが，2版の連結の諸原則を踏襲している。

(2) Klaus von Wysocki/Michael Wohlgemuth, Konzernrechnungslegung, 2. Auflge, Düsseldorf 1984, S. 23-24.

(3) Ebenda, S. 25-27.

(4) Ebenda, S. 27.

(5) Ebenda, S. 34.

とを意味している[6]。

「コンツェルン決算書に編入されるべき個別決算書の基準日の統一性」―コンツェルン決算書に編入された個別決算書が同じ基準日に作成されているときにのみ，コンツェルン決算書は，その機能をはたすことができる。旧株式法第331条3項に，この要求が規定されているが，義務的ではない。つまり，決算基準日が異なるケースでは，中間決算書の作成が認められていた。旧株式法と同様に，第7次EG指令もまたコンツェルン決算書の決算基準日が親企業の決算基準日と原則として一致することをもとめている[7]。

「コンツェルン会計の経済性の原則」―情報計算のコストとそれによって伝達する情報の便益のあいだに適度な関係が存しなければならないというもので，追加的な原則であるが，この経済性の原則は，旧株式法の様々な箇所で明示されて居り，第7次EG指令でもフォーミュレートされ，連結範囲の限定において，必要な情報の調達に不相応に高いコストが伴うケースでは，その企業は，連結から除外される[8]。

シンドラーの連結の諸原則[1]　シンドラー(Joachim Schindler)は，「コンツェルン成果の言明能力の判断[2]」(Beurteilung der Aussagefähigkeit des Konzernerfolgs) という観点から，連結の諸原則の体系づけている。かれは，コンツェルン決算書の目的として，情報提供機能からコンツェルン決算書を捉えるなかで，コンツェルン成果の言明能力を重視する立論を行う。かれが想定している「コンツェルン会計における基本的コンセプト[3]」は，コンツェルン統一体説である。統一体説は，すべてのコンツェルン構成企業が一つの企業として完全に企業結合しているという仮定にもとづくもので，コンツェルンは親企業による管理という観点から子会社を支配し，少数株主が存在しているかどうかに依らない。このフィクションにもとづけば，コンツェルン決算書は，法的に統一した企業の決算書に一致していることになる。したがって，コンツェルン内部の関係は排除され，コンツェルンという統一的企業の観点の下で，それ以外の営業取引が認識される[4]。この統一体説に対して，持分説は，コンツェルンを親企業の持分所有者の観点から捉える[5]。このため，統一体説と持分説のあいだの決定的ちがいが少数株主の取り扱いに見出され，統一体説がすべての出資者をコンツェルンの所有権者とするのに対して，持分説では，少数株主は債権者と見做される。統一体説では，少数株主の持分はコンツェルンの自己資本に属するが，持分説では，コンツェルン決算書における少数株主持分は他人所有持分に対する調整項目，コンツェルン外持分として債務を表す。また，内部損益について，統一体説では，全部消去の対象となるが，持分説では，親企業の持分の大きさでの内部損益の持分比率に応じた消去が行われ，少数株主はコンツェルン外に属しているから，かれに属する損益は実現したものと見做され，少数株主に属する損益は子会社の個別決算書からコンツェルン決

(6) Ebenda, S. 36.
(7) Ebenda, S. 37-38.
(8) Ebenda, S. 39.
(1) この著書は，貸借対照表指令法による新コンツェルン貸借対照表法の成立をうけて，新法による連結の諸原則を体系的に説明づけたものである。
(2) Joachim Schindler, Kapitalkonsolidierung nach dem Bilanzrichtlinien-Gesetz, Frankfurt am Main 1986, S. 65.
(3) Ebenda, S. 34.
(4) Ebenda, S. 36-37.
(5) Ebenda, S. 34-35.

算書に継承される[6]。持分説と統一体説は，それぞれに適合した連結方法に対応しているが，一般的には，統一体説がコンツェルン会計の基本的コンセプトと見做される。シンドラーは，このように述べた上で，そのことがコンツェルン決算書の目的から支持されるという。

シンドラーによれば，法律上の年次決算書の目的として，利益分配算定機能（Ausschttungsbemessungsfunktion），税額算定機能（Steuerbemessungsfunktion），情報提供機能（Informationsfunktion）の三つがある[7]。このうち，前二者の機能は，コンツェルン会計の枠組みに含まれず，利益分配と課税は個別決算書にもとづいて行われる[8]。コンツェルン決算書は，この個別決算書の目的から誘導されるが，利益分配や課税の支払算定を目的とする個別決算書はコンツェルンにあっては情報提供機能をはたし得ない。というのは，コンツェルンにあって，親会社の取締役会が決定権限を有し，コンツェルン内部の取引を通じて財産，財務および収益の状態の表示に幅広い影響を与える操作可能性が存するからである。したがって，このような操作可能性は，連結決算書によって後退せしめられるべきであり，このことから，コンツェルンという統一的企業の決算書が個別決算書と同じ目的を充たさねばならないということが推論される[9]。ただし，コンツェルン決算書は，個別決算書に合致した情報提供機能を有しているが，個別決算書に生じた情報侵害それ自体を完全に除去できないから，コンツェルン決算書は単に編入された情報だけを伝達するに過ぎない点に留意すべきであるとも指摘している[10]。シンドラーは，以上の結果，コンツェルン決算書とコンツェルンに帰属するすべての企業が商法典第294条1項に規定されているように連結され，コンツェルン貸借対照表のすべての財産対象物と負債が統一的方法により，商法典第308条1項に合致して評価されることにより，最も重要な情報の受手である親企業の株主，少数株主，債権者，従業員，一般大衆に対して情報提供機能が果たされると考え[11]，このような情報提供機能をコンツェルン決算書の目的として捉える。そして，このコンツェルン決算書の情報提供機能から，統一体説による方が持分説よりも経済的実質をよく表して居り[12]，新商法典もまたこの統一体説を採っていると述べる。かれによれば，それは，

—商法典第297条3項では，連結決算書は，あたかも連結編入企業が全体として一つの企業と見做されるという仮定のもとで作成されなければならない。

—商法典第300条と第308条では，貸借対照表計上および評価は統一的に行われなければならない。

—商法典第304条では，内部利益の消去と共に，内部損失も消去されなければならない[13]。

とされる点に見出されると指摘している。しかし同時に，シンドラーは，このことに増して，コンツェルン決算書が株主に対する情報だけでなく，それ以外の会社の利害関係者に対してもコンツェルンに関する認識を伝達すべきであるから，開示という任務は持分説ではたし得ず，

(6) Ebenda, S. 37-39.
(7)(8) Ebenda, S. 41.
(9) Ebenda, S. 48-49.
(10) Ebenda, S. 48.
(11) Ebenda, S. 50-57.
(12) Ebenda, S. 60.
(13) Ebenda, S. 61.

コンツェルンのすべての経済活動を包摂し，すべての内部損益を排除した連結決算書のみが統一した企業の実質的な大きさを表すことができるという[14]。要するに，コンツェルン決算書と統一体説というコンツェルン会計の基本的コンセプトの一致[15]を指摘している。もとより，かれは，統一体説のメリットを強調するに過ぎず，統一体説がコンツェルン決算書の目的を完全に充足しているといっているのではない[16]。すなわち，かれによれば，統一体説は，それが経済的統一体としての連結に関して適しているが，その他の共同企業や関連企業のケースでは，

—これらの企業では，コンツェルンの経済活動は，統一体説による連結決算書では認識できない

—これらの企業の活動を考慮するためには，これ以外の基準にもとづいて連結が行われなければならない

のである[17]。

シンドラーは，持分説の有効性を部分的に認めた上で，コンツェルン会計の基本的コンセプトである統一体説について，それがコンツェルン決算書の情報提供機能という目的に適合しているという見解を示している。そして，このような目的観から，コンツェルン成果の言明能力という論点を導き出す。かれによれば，言明能力という概念は，コンツェルン会計は，コンツェルンに関する言明を伝達するという目標にそれが適合していることである。しかし，かれは，「一般に妥当な言明価値の解釈[18]」がこれまでなかったと指摘し，そこで，言明能力とは何かということが問われると考える[19]。シンドラーは，計算作業というものは明らかに利用者にとって，それが望ましい情報を伝達しているときに言明能力があると捉え，連結決算書は，排他的に情報を伝達するために有用であるから，連結決算書およびそこに表示されたコンツェルン成果は，この目的が達成されるときに言明能力を有すると述べている[20]。このように，かれは，コンツェルン決算書の統一体説という基本的コンセプトに立った情報提供機能を「コンツェルン決算書・コンツェルン成果の言明能力」という概念に集約させ，この「コンツェルン成果の言明能力の判断」のために「連結の諸原則の体系」が必要とされると立論している。

このシンドラーの立論を特徴づけているのは，ドイツにおいて，「一般に認められた連結の諸原則」[21]である「完全性」，「基準性」，「実質的継続性(連結の範囲と適用された連結方法)」，「コンツェルン内部関係の排除」，「形式的継続性(項目表示，分類区分と基準日)」，「経済性」という6つの原則から，コンツェルン成果の言明能力にとって意義のある原則が選択されるべきであるとし，具体的には，

—コンツェルン決算書に対する個別決算書の基準性原則は，1965年株式法によるものであるが，貸借対照表指令法には採用されて居らず，これに替えて，評価の統一性の原則が登場した

—形式的継続性の原則は，コンツェルン成果に対して，なんらの作用も有さないから，これ以上は考慮されない

—経済性の原則は，これに対して，その他の

(14) Ebenda, S. 61.
(15) Ebenda, S. 60.
(16) (17) Ebenda, S. 62.
(18) (19) Ebenda, S. 65.
(20) Ebenda, S. 66.
(21) Ebenda, S. 94.

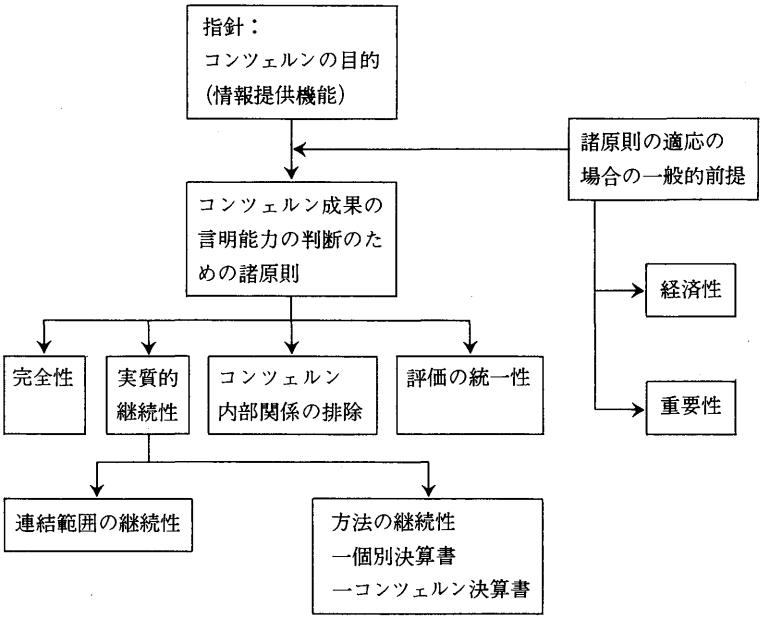

第4図　コンツェルン成果の言明能力の判断のための諸原則の体系
(出典) Joachim Shindler, Kapitalkonsolidierung nach dem Bilanzrichtlinien-Gesetz, Frankfurt am Main 1986, S, 109.

原則を制限する性格にもとづいて，別途に原則の適用の際の一般的前提として認識されるべきである

と叙述している[22]。

以上の結果，シンドラーは，連結の諸原則の体系として，第4図に見られるように，コンツェルン成果の言明能力の判断のための諸原則を提示する。すなわち，

「完全性」—すべての経済的統一体に属するコンツェルン会社が連結範囲に編入されるという狭義の完全性ではなく，コンツェルン決算書は，すべての重要な経済活動をそれが貸借対照表上で認識可能であるかぎり記載するという広義の理解をもとめる。このことによって，コンツェルン成果によってコンツェルンの収益状態への洞察を保証する[23]。

「実質的継続性」—コンツェルンの期間的に継続した決算書の言明能力を有する比較は実質的継続性によって保証される。実質的継続性は連結範囲の限定区分のための継続性と個別決算書の連結の際の評価方法の継続性という二つの構成部分がある[24]。

「コンツェルン内部関係の排除」—第三者との営業取引のみを認識した連結決算書だけが言明能力を有するコンツェルン成果を表示する。排除は，債権と債務，費用と収益，利益と損失，資本連結の4つの領域で関係している[25]。

「評価の統一性」—連結決算書は，個々の借方・貸方の財産項目が統一的な方法で評価されると

(22)　Ebenda, S. 95.

(23)　Ebenda, S. 96.
(24)　Ebenda, S. 98.
(25)　Ebenda, S. 99.

きに，目的適合的な意味で言明能力を有している。このために，個別決算書が統一的原則により作成されていることが目的適合的である。商法典第308条1項によれば，貸借対照表計上選択権と同様に，コンツェルン決算書における評価選択権は個別決算書におけるその行使とはまったく関係なく親企業に適用された法が認める選択権として行使することができる。1965年株式法の基準性原則が放棄され，第二の決算書（Handelsbilanz II）が親企業に適用される法にもとづいて作成される[26]。

この4つの原則の外に，「諸原則の適用の際の一般的な前提」として，「経済性」と「重要性」の二つの原則が設定される。シンドラーにあって，4つの原則と2つの前提に支えられて，コンツェルン成果の言明能力が判断されるという立論が行われ，コンツェルン決算書の情報提供機能→コンツェルン成果の言明能力→その判断のための連結の諸原則とその一般的前提にもとづき，具体的な連結方法が説明づけられている。

(2) 正規の連結の諸原則（GoK）の法典化

商法典における連結の諸原則　連結の諸原則という概念が商法典第300条においてフォーミュレートされている。具体的には，連結の諸原則として，

—親企業の年次決算書を子企業の年次決算書と一緒にコンツェルン決算書のなかに総括するという原則（全部連結）

—それが親企業の法によって貸借対照表計上能力を有しているかぎりで，子企業の経済財が親企業の資本参加としてコンツェルン決算書に表れるという原則（親企業の年次決算書の基準性）

—コンツェルン決算書に編入された企業の財産対象物，負債および計算限定項目ならびに収益，費用が完全に認識されるという原則（コンツェルン決算書の内容の完全性命令）

が明示されている。このかぎりでは，立法家は，商法典第300条において，連結の諸原則という概念を親企業の法による年次決算書の総括を規制するための原則として狭義に理解しているといわれる[1]。しかし，このような狭義の連結の諸原則の明示に対して，それは，支配的見解の採るところではないとの批判がなされ，寧ろ，コメンタールによれば，専門の文献で示されてきた連結の諸原則の体系が商法典の新連結会計規準のなかで設定されているとする広義の解釈が必要であるとされる[2]。この場合，第7次EC指令による連結の諸原則，すなわち，

—連結範囲と年次決算書に関する完全性の原則

—真実かつ公正の概観の原則

—統一的評価の原則

—法的統一体のフィクション

—明瞭性と洞察性の原則

—連結方法の継続性の原則

を斟酌すれば，連結の諸原則は，商法典第300条のように狭義に解釈されるべきでなく，「国内法への第7次EC指令の変換に伴った」[3]，「新貸借対照表法から誘導される連結の諸原則」[4]を捉える必要があるとされる。具体的には，「新貸借対照表法から誘導される連結の諸原則」が商法典に「正規の連結の諸原則（GoK）の体系」と

(26) Ebenda, S. 99-100.

(1)(2) Klaus Trützschler, Konsolidirungsgrundsätze, S. 442.
(3) Ebenda, S. 443.
(4) Ebenda, S. 442-443.

して，以下のように明定されている。すなわち，「一般に認められた連結の諸原則」[5]として法典化されているのは，

—商法典第294条1項による連結範囲の完全性の原則

—商法典第297条2項による明瞭性と洞察性に関する真実かつ公正の概観の原則

—商法典第297条3項1文による法的統一体フィクションの原則

—商法典第297条3項2文による連結方法の継続性の原則

—商法典第300条2項によるコンツェルン決算書の内容の完全性の原則と貸借対照表計上の統一性の原則

—商法典第308条1項による統一的評価の原則

—商法典第296条2項，第303条2項，第304条3項，第305条2項，第308条2項3文，第312条5項による経済性の原則

—商法典第296条2項，第303条2項，第304条3項，第305条2項，第308条2項3文，第311条2項による重要性の原則

である[6]。1965年株式法で採用されたコンツェルン決算書に対する個別決算書の基準性原則は，統一的評価の原則に代替され，新しい連結の諸原則から外されている。

以上の結果，これらの連結の諸原則の法典化（Kodifizierung der Konsolidierungsgrundsätze）に伴い，商法典のなかで，「具体的な個別の規準と原則とのあいだに相互依存の関係が成立」[7]することとなる。そして，「正規の連結の諸原則（GoK）は個別の規準の理解と解釈のための手段として，さらに，経済性，重要性という連結の諸原則は，種々の個別の規準から誘導される」[8]という関係がみられる。

これらを一覧させて，新法にもとづく連結の諸原則として示したのが第5図である。この図によれば，上位の連結の諸原則（übergeordnete Konsolidierungsgrundsätze）として「明瞭性および洞察性と真実かつ公正の概観」と「法的統一体フィクション」の原則があって，この上位の原則から「誘導される連結の諸原則」として，「連結範囲と連結決算書の内容の完全性」「連結方法の継続性」，「統一的貸借対照表計上および評価」の原則があるといわれる[9]。上位の原則は，誘導される諸原則の相互間，または，誘導される諸原則と個別規定のあいだにコンフリクトがあるときに，それを決定する尺度として働き，したがって，個別の諸規定の解釈のための尺度として，そして，法律上に規準化されていない事実関係に対する指針の補助に役立つとされる[10]。

「正規の連結の諸原則（GoK）の体系」の役割

以上から，ドイツ商法典に明定された正規の簿記の諸原則（GoB）の構成部分として，正規の連結の諸原則（GoK）という不確定概念を設け，これに対する価値充塡を図ることで，新連結会計規準の体系づけがなされ，また，，正規の連結の諸原則（GoK）が第7次EC指令の変換に結びついて明確化されたが，その特徴は，個々の連結の諸原則が「正規の連結の諸原則（GoK）の体系」として整序されるとともに，不確定な概念である正規の連結の諸原則（GoK）それ自体を価値充塡するために，経営経済学の学説が決定的な役割を果したということである。

（5）（6） Ebenda, S. 443.
（7）（8）（9） Ebenda, S. 444.
（10） Ebenda, S. 445.

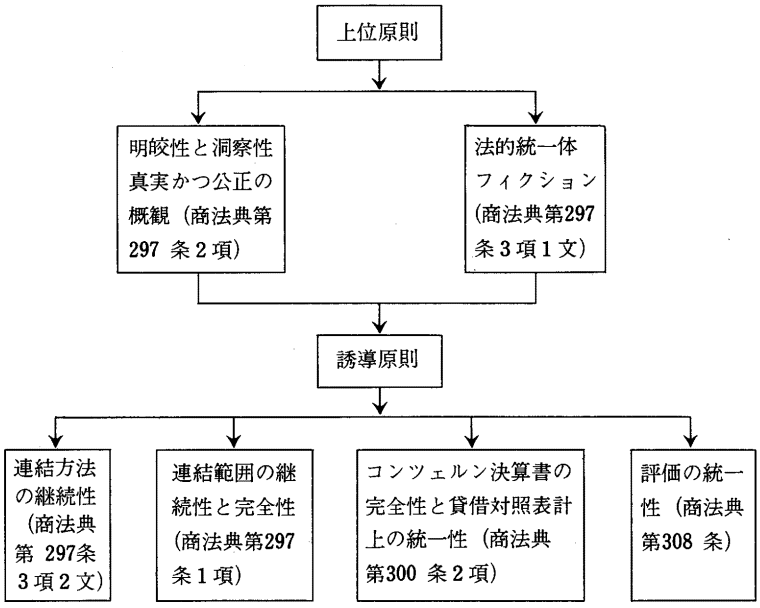

第5図　新法にもとづく連結の諸原則の体系

しかし，問題は，寧ろ，そのことが何故に必要とされたかという点にある。この点については，経営経済学の学説によって価値充塡された正規の連結の諸原則（GoK）の体系が個々の連結の諸原則を通じて，具体的な連結規準を論理づけるという役割に見出される。すなわち，「連結範囲」，「連結義務」をはじめ，「連結の方法」にもとづく「資本連結」，「負債連結」，「費用収益連結」，「内部関係の排除」等々の個別具体的な連結規準が「正規の連結の諸原則（GoK）の体系から支持されるという立論によって，新しい商法連結決算実務に対する社会的妥当性が論理づけられている。

（新潟大学経済学部教授）